

「いじめ」とは、児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 2013 年）

「いじめ」は、いじめを受けた児童の権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。学校は、保護者、地域、関係機関と連携し、いじめ防止に向けて取り組んでいきます。

いじめ防止対策の重層的支援構造

発達支援的生徒指導 課題未然防止教育	課題早期発見対応 (早期発見・即時対応)	困難課題対応生徒指導 (いじめ解消・事後支援)
○ 児童相互のかかわりを大切に、多様性を認め、人権を尊重する児童の育成を目指します。 ○ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感や自己有用感を育む学級・授業づくりに努めます。 ○ 学校の教育活動全体を通して道徳教育・人権教育の充実を図り、体験活動を推進し、豊かな心の醸成に努めます。 ○ 岩倉市子ども条例・岩倉市子ども人権合い言葉などへの理解を深めます。 ○ 保護者や地域の方への啓発に努め、連携していじめ防止に取り組めます。 ○ 児童がネットいじめの加害者や被害者とならないよう情報モラル教育を推進します。	○ アンケートや教育相談を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努めます。 ○ 教師と児童との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。 ○ 定期的に開催する生徒指導委員会や情報交換会において、児童の様子や変化を報告し合い、児童理解に努めます。 ○ 子どもと親の相談員やスクールカウンセラー(SC)と常に連携し、問題の早期発見に努めます。 ○ 岩倉市教育支援センターやスクールソーシャルワーカー(SSW)、児童相談センターなどの外部の相談機関と連携し、児童が悩みや心配ごとを相談しやすい環境を整えます。	○ いじめ発見や通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。 ○ 必要に応じて問題対策チームを立ち上げ、問題の解決を図ります。 ○ スクールカウンセラー等の専門家や警察署、児童相談センター等の関係諸機関との連携のもとで取組を進めます。 ○ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを進めます。 ○ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して取り組みます。

【 いじめ・不登校対策委員会の設置 】

- 全職員によって構成される「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、担任等特定の教員だけで抱え込むことのないよう組織として対応します。

【 重大事態への対応 】

- 重大事態とは、いじめによって児童が以下のような被害を被ったときをいいます。
 - ・ いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告して対応します。
- 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応し、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供します。

【 学校の取組に対する検証・見直し 】

- いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ防止に関する取組を検証するとともに、必要に応じて見直しを図ります。